

手続のご案内

加入・保険金変更(増額・減額)

生命共済制度加入申込書兼告知書(4枚1組)に必要な事項(太線枠内)を記入のうえ、代表者印を押印し、各工組事務局(共済センター支部)又は取扱い生命共済会社へお申込みください。新規加入事業所の場合には、預金口座振替依頼書もご提出ください。
※お申込みにあたり、団体定期保険の「契約概要」・「注意喚起情報」・「意向確認事項」を必ずご覧ください。

脱退手続

加入者がこの制度から脱退される場合は、すみやかに各工組事務局(共済センター支部)へご連絡ください。

申込締切日

- 加入、保険金変更は各工組事務局(共済センター支部)締切毎月**5日**(発効日は翌々の1日付)
- 脱退、訂正・変更は各工組事務局(共済センター支部)締切毎月**20日**(脱退の発効日は翌々の1日付、訂正・変更の発効日は翌月の1日付(ただし、保険金受取人変更については契約者が通知を発信した日が発効日))
※過年度に遡及する脱退・訂正等は行いません。

取扱い金融機関

MBSのネットワークは北海道から沖縄にいたるまで全国におよんでいます。
◇都市銀行/全行 ◇地方銀行/全行 ◇信託銀行/3行(三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託) ◇信用金庫/全金庫 ◇労働金庫/全金庫
◇信用組合/119組合 ◇郵便局/全国の郵便局 ◇農協/全組合 ◇外資系銀行(シティバンク) ◇その他(ジャパンネット等) (2019年12月現在)

保険金等の請求

加入者に万一のことがあったとき、不慮の事故で障害を受けたとき、または入院したときは、各工組事務局(共済センター支部)備え付けの必要書類によって請求手続を行ってください。

- 保険金・給付金請求時の了知について
死亡保険金(災害保険金)受取人〔高度障害保険金(障害給付金・入院給付金)受取人〕を被保険者の遺族以外〔被保険者本人以外〕に定めた場合には、「保険金・給付金」の請求に際しては、死亡の場合被保険者の遺族(注)、高度障害および障害・入院の場合被保険者本人の了知が必要です。了知は、「保険金・給付金請求書」への署名・押印により行います。(注)了知することができる遺族は、配偶者および二親等以内の親族です。
- 保険金受取人について
死亡保険金受取人・災害保険金受取人はご指定いただいた方となります。また、高度障害保険金・給付金の受取人は、受取人として事業主をご指定いただいている場合は事業主、それ以外の方をご指定いただいている場合は被保険者ご自身となります。保険金受取人としてご指定いただけるのは事業主・配偶者・子ども・父母・祖父母・兄弟姉妹のいずれかに該当する方となります。

	死亡保険金	高度障害保険金	死亡保険金+ 災害保険金	高度障害保険金+ 障害給付金	障害給付金	入院給付金
全印工連生命共済制度保険金・給付金請求書	○	○	○	○	○	○
死亡診断書(死体検案書) (加入・増額後1年以内の死亡の場合は所定の死亡証明書)	○		○			
障害診断書		○		○	○	
入院証明書(診断書)						○
受傷事情書・交通事故証明書(交通事故の場合)			○	○	○	○
被保険者の戸籍謄本 (事業主受取は了知者との続柄がわかるもの。事業主受取 以外は受取人との続柄がわかるもの)(発行後3ヶ月以内)	○	○	○	○	○	○
受取人の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)	○	○	○	○	○	○
脱退通知書 (高度障害の場合には保険金支払確定後にご提出ください)	○	○	○	○		

- 必要に応じて上記以外の書類をご提出いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- この制度は、当連合会共済センターが次の生命保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約にもとづいて運営されます。

お問い合わせ先

所属印刷工業組合(共済センター支部)または委託保険会社担当者まで

(注)全印工連共済センターは、本制度の運営に関する事務の一部を全印工連及び各工組に委託しています。

<引受保険会社>

事務幹事会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社(30.0%)	
(事務委託会社)	東京海上日動火災保険株式会社	
募集幹事会社	第一生命保険株式会社(44.6%)	
	大同生命保険株式会社(4.8%)	大樹生命保険株式会社(4.6%)
	住友生命保険相互会社(0.7%)	富国生命保険相互会社(3.2%)
	日本生命保険相互会社(1.9%)	ジブラルタ生命保険株式会社(10.2%)

上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合(2019年12月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

全日本印刷工業組合連合会 共済センター

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8
TEL.03(3552)4571 FAX.03(3552)7727

担当者

登録番号 募資 20●●-KL08-P037
(02.●●-0.000)

2020

生命共済制度 ライフピア

災害保障特約付団体定期保険

わずかな負担で
大きな保障、
従業員の
福祉向上に!

個人負担
による
加入も充実!

お手頃な掛金でご加入いただける制度です。

高齢者の方の保険金限度額が
幅広くなっています。
66歳から70歳の加入限度額は500万円。



全日本印刷工業組合連合会
共済センター

制度のお取扱い

● 加入資格および条件

- ①全印工連共済センター会員企業の役員・従業員と配偶者（個人負担加入者の配偶者のみ）。
 - ②2020年4月1日現在、満14歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月までの方。但し、更新して継続する場合は満75歳6ヵ月までとします。（満70歳6ヵ月を超えて継続する場合はA～Cコースのみ）
 - ③生命共済制度加入申込書兼告知書の告知欄をご確認のうえお申し込みください。
- ※本制度への加入（増額）に際しては、被保険者の同意が必要です。同意確認は、被保険者の加入（増額）申込書への記名、押印により行わせていただきます。

● 掛金の負担

- ① **企業負担** — 掛金を企業にて負担します。掛金は損金または必要経費処理できます。企業の弔慰金制度としてご活用いただけます。（2019年12月現在の税制に基づく一般的な取扱いを記載しており、変更となることがあります。）
- ② **個人負担** — 掛金を個人にて負担します。従業員の自助努力制度としてご活用いただけます。なお、掛金については企業にて取りまとめさせていただきます。また、個人負担加入されている方につきましては、配偶者もご加入いただけます。但し、本人（主たる被保険者）の個人負担加入額を超えての加入はできません。本人が死亡または高度障害状態、退職等により脱退した場合は配偶者も同時に脱退となります。

● 生年月日による加入限度額（死亡保険金）

生年月日	1954年10月1日～ 2005年9月30日	1949年10月1日～ 1954年9月30日	1944年10月1日～ 1949年9月30日
掛金企業負担部分の 加入限度額	1,000万円	500万円	継続のみ200万円
掛金個人負担部分の 加入限度額	（「企業負担部分の死亡保険金」と 「個人負担部分の死亡保険金」の通算）	500万円	継続のみ200万円

● 効力発生日と保険期間

- ① **毎月5日締切**で工組（共済センター支部）の確認を受けたものについて、**翌々月1日**が**効力発生日**となります。
- ② **保険期間**は**1年**で、**2020年4月1日**から**2021年3月31日**までです。今回ご加入または増額の方の増額部分の**責任開始日**は**2020年4月1日**となります。なお**中途加入者**については**効力発生日**から**2021年3月31日**までです。以後毎年更新継続します。この期間中に上記加入資格を失われた場合は、脱退手続きが必要です。保障は資格を喪失した月の月末までとなります。
- ③ 一旦加入すれば、その後病気になられても**同額もしくはそれ以下の保障額**で**継続加入**できます。

● 掛金の払込について

- ①掛金は指定金融機関の加入者の預金口座から**毎月12日**に**口座振替**により自動的に引落しされます。口座振替は明治安田収納ビジネスサービス株式会社（以下、MBS）に委託し行います。
- ②当月の口座振替が不能の場合には、翌月12日に口座振替を行います。なお、3ヵ月連続して振替不能の場合には、最初に振替不能になった月の1日付で脱退となります。
- ③振替日の直前に振替予告通知をMBSから発行します。

個人情報の取扱いに関するご案内

この共済の運営にあたっては、契約者である全日本印刷工業組合連合会共済センター（以下全印工連共済センター）は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）〔以下、個人情報といいます。〕を取り扱い、全印工連共済センターが保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社）を含みます。以下同じ。〕へ提出いたします。

全印工連共済センターは、この共済の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。東京海上日動あんしん生命保険(株)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.tmn-anshin.co.jp/>）をご参照ください。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き全印工連共済センターおよび生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得して下さい。

保障範囲と掛金(月払)

保障範囲			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	
I	死亡保険金 (病気等により死亡したとき)		100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
II	高度障害保険金 (病気等により別表の高度障害状態になったとき)													
III	死亡保険金 + 災害保険金 (不慮の事故により死亡したとき。 または法律に定める感染症※により死亡したとき)		200万円	300万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円	
IV	高度障害保険金 + 障害給付金 (不慮の事故により別表の高度障害状態になったとき)													
V	障害給付金 (不慮の事故により別表の第2級～第6級のいずれかの 障害を受けたとき。障害の程度による)		70万円 ～10万円	105万円 ～15万円	140万円 ～20万円	210万円 ～30万円	280万円 ～40万円	350万円 ～50万円	420万円 ～60万円	490万円 ～70万円	560万円 ～80万円	630万円 ～90万円	700万円 ～100万円	
VI	入院給付金 (不慮の事故により5日以上入院したとき。但し120日限度)		1日につき 1,500円	1日につき 2,250円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円	1日につき 9,000円	1日につき 10,500円	1日につき 12,000円	1日につき 13,500円	1日につき 15,000円	
掛金(月払)	保険年齢	生年月日	(単位:円)											
	15～35歳	1984.10.1 ～2005.9.30	男	357	536	714	1,071	1,428	1,785	2,142	2,499	2,856	3,213	3,570
			女	296	444	592	888	1,184	1,480	1,776	2,072	2,368	2,664	2,960
	36～40歳	1979.10.1 ～1984.9.30	男	389	584	778	1,167	1,556	1,945	2,334	2,723	3,112	3,501	3,890
			女	340	511	680	1,020	1,360	1,700	2,040	2,380	2,720	3,061	3,401
	41～45歳	1974.10.1 ～1979.9.30	男	441	662	882	1,323	1,764	2,205	2,646	3,087	3,528	3,969	4,410
			女	367	550	733	1,100	1,466	1,833	2,199	2,566	2,932	3,299	3,665
	46～50歳	1969.10.1 ～1974.9.30	男	527	791	1,054	1,581	2,108	2,635	3,162	3,689	4,216	4,743	5,270
			女	417	626	835	1,252	1,670	2,087	2,505	2,922	3,340	3,757	4,175
	51～55歳	1964.10.1 ～1969.9.30	男	658	988	1,316	1,974	2,632	3,290	3,948	4,606	5,264	5,922	6,580
			女	487	731	974	1,461	1,948	2,435	2,922	3,409	3,896	4,384	4,871
	56～60歳	1959.10.1 ～1964.9.30	男	842	1,263	1,684	2,526	3,368	4,210	5,052	5,894	6,736	7,578	8,420
			女	545	817	1,090	1,635	2,180	2,724	3,269	3,814	4,359	4,904	5,449
	61～65歳	1954.10.1 ～1959.9.30	男	1,150	1,725	2,300	3,450	4,600	5,750	6,900	8,050	9,200	10,350	11,500
			女	662	994	1,325	1,987	2,650	3,312	3,975	4,637	5,300	5,962	6,625
	66～70歳	1949.10.1 ～1954.9.30	男	1,619	2,429	3,238	4,857	6,476	8,095	—	—	—	—	—
			女	880	1,320	1,760	2,640	3,520	4,400	—	—	—	—	—
	71歳	1948.10.1 ～1949.9.30	男	2,054	3,082	4,108	—	—	—	—	—	—	—	—
			女	1,091	1,637	2,182	—	—	—	—	—	—	—	—
	72歳	1947.10.1 ～1948.9.30	男	2,243	3,365	4,486	—	—	—	—	—	—	—	—
		女	1,189	1,784	2,378	—	—	—	—	—	—	—	—	
73歳	1946.10.1 ～1947.9.30	男	2,460	3,690	4,920	—	—	—	—	—	—	—	—	
		女	1,302	1,953	2,604	—	—	—	—	—	—	—	—	
74歳	1945.10.1 ～1946.9.30	男	2,711	4,067	5,422	—	—	—	—	—	—	—	—	
		女	1,429	2,144	2,858	—	—	—	—	—	—	—	—	
75歳	1944.10.1 ～1945.9.30	男	3,006	4,509	6,012	—	—	—	—	—	—	—	—	
		女	1,568	2,352	3,136	—	—	—	—	—	—	—	—	

- 充実の24時間保障(業務中・業務外を問いません)
- 新規加入は70歳まで、継続加入は75歳まで保障されます。また、制度満了時(75歳6ヵ月超)には長寿祝記念品(3万円)が贈られます。

保障範囲について

- 死亡保険金……保険期間中に死亡したとき死亡保険金をお支払いします。
- 高度障害保険金……加入日以降に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に別表に定める高度障害状態に該当したとき、高度障害保険金をお支払いします。
- 災害保険金……保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、または、保険期間中に発病した所定の感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。
- 障害給付金……保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態に該当された場合、定められた災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額をお支払いします。
- 入院給付金……保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院したとき、同一事故について120日(更新前の入院日数を含みます)を限度としてお支払いします。

● 上記掛金には、運営事務費が含まれています。
● 確定掛金はお申込締切後算出し、更新日より適用します。概算掛金と相違した場合には初回に遡って精算いたします。

※対象となる感染症とは、1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。(以下、分類項目(基本分類表番号)を記載。)
1. コレラ(A00) 2. 腸チフス(A01.0) 3. パラチフスA(A01.1) 4. 細菌性赤痢(A03) 5. 腸管出血性大腸菌感染症(A04.3) 6. ヘルペス(A20) 7. ジフテリア(A36) 8. 急性灰白髄炎(ポリオ)(A80) 9. ラッサ熱(A96.2) 10. クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0) 11. マールブルグ(Marburg)ウイルス病(A98.3) 12. エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4) 13. 痘瘡(B03) 14. 重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)(U04)

〔別表〕 給付割合表

(注)「高度障害状態」とは下表第1級のいずれか1項の状態をいいます

等級	身体障害	特約保険金に対する給付割合	身体図
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割	
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割	
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割	
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	3割	
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割	
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割	

【備考】1.常に介護を要するもの「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。2.眼の障害(視力障害)(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。3.言語またはそしゃくの障害(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合③声帯全部のてき出により発音が不能な場合(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。4.上・下肢の障害「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金等をお支払いできません。(すでにお払込みいただいた保険料もお返ししません。)

- 加入お申込の際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部または一部が解除されたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき
- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなされず保険契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり、保険契約の全部または一部が取消しとなったとき
- 加入の際に保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得する目的または保険金・給付金を他人に不法に取得させる目的があり、保険契約の全部または一部が無効となったとき
- 死亡保険金・高度障害保険金について
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
 - ・被保険者の故意による高度障害および保険契約者の故意による死亡・高度障害
 - ・死亡・高度障害保険金受取人の故意による死亡・高度障害
 - ・戦争その他の変乱による死亡・高度障害
 - ・加入日前に発生した傷害または疾病を原因とする高度障害
- 災害保険金・障害給付金・入院給付金について
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・特約保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
 - ・加入日前に発生した不慮の事故による傷害を原因とするとき

(注)増額された場合の増額部分については、上記の「加入」を「増額」と読み替えてください。増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。